2

二十一、時局佐世保ノ状勢ニ就テ

ト部郎組合トノ連絡ヲ断チ女工ノ説得ニ努ム

多摩二町ニ於テハ坑夫解雇者六十余名ハ依然

大多数ニ、井上一派ニ属スル者ニシテ残留セシ者

ニ残リ居ル者ハ団結シテ居ルモ山口派ハ

西村代表者ハ其ノ権利ヲ主張シテ居ル

理由トシテハ公ハ依然争議ハ決シテ解決セズ

部落ニ至リテ其ノ後ニ於テ二十余名ハ依然

各坑夫ニ於テ答弁ナシ会見ハ解雇理由

ノ説明ヲ求メタルモ解雇ノ件ニ付テハ一

先ヅ休業中ナルモ十八名休業

理由ヲ問答シタル中ナルモ此ノ如キ抽象的

理由ニ依リテ解雇ノ理由ハ示サレ難シト

解雇ノ当時ハ一様ニシテ

前ニ又

二十二 時局佐世保

部ニ於テ労働歌ヲ高唱シ

意ヲ